

# 生徒指導に関する申し合わせ

## 第1章 服装・容儀等に関する規程

### (制服)

第1条 生徒は、登下校時及び校時中は本校指定の制服を着用するものとする。津南中等教育学校生として誇りと品位を保ち、清潔感のあるきちんとした着こなしを心がけること。

2 制服の形状及び着用期間は、以下のとおりとする。

(1) 冬服の着用期間は原則として10月～5月、夏服の着用期間は6月～9月とし、移行期間を別に定める。

(2) 冬季

- ・学校指定の制服〔上着・ズボン（スラックス）・スカート〕。
- ・制服の下は白ワイシャツ・白ポロシャツとする。
- ・寒い場合はベスト・セーター・カーディガンを重ね着してもよい。ただし、制服からはみ出ないこと、華美でないこと。
- ・スカート丈はひざが余裕をもって隠れること。
- ・スカートを着用する際は黒のタイツを着用してもよい。

(3) 夏季

- ・学校指定の制服〔ズボン（スラックス）・スカート〕。
- ・上は白ワイシャツ又は白ポロシャツとし、裾は出さない。
- ・学校指定のベストを着用してもよい。

(4) 冬季の制服には、校章を付ける。

(5) 名札を付ける。(校内のみ)

- ・前期生は、冬季の制服に必ず名札を付ける。
- ・後期生は、式典等の学校行事に際しては必ず付ける。

(6) 靴下はワンポイントまでとし、色は紺または黒とする。足首の見えるスニーカーソックスは、体育の授業・部活動時のみ着用してもよい。

(7) 指定の上履きには、記名する。

### (容儀)

第2条 頭髪は、中等教育学校生として活動にふさわしい清潔なものとする。染色や脱色等をせず、生来の自然の色や形を維持する。目安として、前髪は目にかからないこと、前期生は肩にかかったら結ぶこととする。

2 アクセサリー類は、一切身につけない。ピアスの穴を身体に開けない。

3 化粧・マニキュア等は禁止する。

4 髪どめは、飾りのないシンプルなものを使用する。

(所持品)

第3条 不要物は学校へ持ってこない。

2 前期生は携帯電話を所持することができるが、原則学校への持ち込みを禁止とする。ただし、公共交通機関等で通学する者でどうしても必要な者に限り、事情を審査した上で持ち込みを許可する。持ち込み希望者は「携帯電話持込願」を学校に提出する。許可を受け、持ち込んだ携帯電話については、登校後電源を切ったうえで、担任に預け、校地内で使用しない。使用は、登下校の際の家庭連絡に限る。「携帯電話持込願」は毎年度提出する。

3 後期生は、携帯電話・スマートフォンを持ち込んでもよいが、校内では電源を切り、鞆の中に入れておく。または、貴重品として担任に預ける。使用については以下の通りとする。

(1) 登下校時の使用について

不必要な使用は禁止とし、歩行中やバス停での使用は安全のため厳禁とする。

(2) 校内での使用について

授業での使用は、授業担当者の指示によるものとする。学校行事では、その都度制限を設けて使用を認める場合もある。

4 前期生は指定の鞆を使用すること。

## 第2章 通学及び運転免許に関する規程

(通学)

第4条 通学にあたっては、交通ルールを守り、交通安全を常に心がける。

2 バスや鉄道などの交通機関を使用する者は、公共マナーを遵守する。

3 登下校の際、学校前の道路は、学校と反対側の「歩道」を通る。道路を横断する時は、必ず横断歩道を渡る。

4 通学時は用事がないのに不必要なところに立ち寄らない。

5 バイク・自転車での通学は禁止する。

6 下校完了時間は17時55分とする。ただし冬季における前期生の下校完了時間は17時20分とする。

(運転免許の取得)

第5条 運転免許証の取得は、原則として認めない。

2 卒業後の進路が決定しており、その進路先において自動車免許の取得が必要である6学年の生徒は、自動車教習所通学許可願を提出し、運転免許証取得の許可を得

なければならない。自動車教習所への通学を開始できる時期は、大学入学共通テスト終了後とする。ただし、欠点保有者については欠点科目を解消するまでは自動車教習所に通うことはできない。

### **第3章 校内生活に関する規程**

第6条 やむを得ず欠席又は遅刻する場合は、事前に保護者から学校へ連絡する。

第7条 登校後は校地外に出ない。特別な事情があって外出する場合は、その前後に必ず担任へ連絡報告する。

第8条 窓枠に腰掛ける等、危険な行為は絶対にしない。

第9条 校舎・校具・教具などを破損した場合はすぐに申し出る。

第10条 月曜日・木曜日の放課後は17時00分まで、体育館等を運動場として使用してもよい。後片付け等が完全でない場合、使用を禁止する場合がある。また職員会議等、職員が目が届かない日は使用不可とする。

### **第4章 校外生活に関する規程**

第11条 社会規範を守り、他人に迷惑をかけてはならない。情報モラルに反する行為をしてはならない。

第12条 生徒同士の外泊、夜遊びは禁止とする。

第13条 生徒同士の金銭の貸し借りや物品の売買はしてはならない。

第14条 アルバイトは学業に専念する観点から禁止とする。

第15条 事故に遭遇したり、事故を起こした際には、直ちに学校に報告する。

### **第5章 特別指導に関する規程**

第16条 生徒指導上必要がある場合は、特別指導を行う。